

社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

(2) 所在地 空知郡上富良野町大町2丁目8番4号(保健福祉総合センター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする

(2) サービス提供責任者 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。

(3) 訪問介護員 4名以上(サービス提供責任者2名含む)

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎日

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡及び派遣が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、上富良野町の区域とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受理事務であるときは、その1割又は2割(65歳以上の一定以上の所得のある方)の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 前条に規定される通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 400円

(2) 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 600円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2日

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を厳守することを、訪問介護員等との雇用契約時に誓約させるものとする。

4 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練(シミュレーション)の実施等取り組む。

5 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定める。

6 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行う等の措置を講じる。

7 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

- 8 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。